第１部　令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

Ⅰ　健全化判断比率の概要

県内市町村の令和元年度決算に基づく健全化判断比率の概要は以下のとおりである。

１　実質赤字比率

［早期健全化基準　１１．２５～１５％、財政再生基準２０％］

・赤字団体なし

２　連結実質赤字比率

［早期健全化基準　１６．２５～２０％、財政再生基準３０％］

・赤字団体なし

３　実質公債費比率

［早期健全化基準　２５％、財政再生基準３５％］

・早期健全化基準以上の団体なし

４　将来負担比率

［早期健全化基準　指定都市４００％、指定都市以外の市町村３５０％］

・早期健全化基準以上の団体なし